40　アレクセイ（オレクシー）・モズゴヴォイ（モズゴヴィ）
Aleksei (Oleksiy) MOZGOVOY (MOZGOVOI／MOZGOVY／MOZHOVY／MOZHOVYY)
東ウクライナの武装勢力の指導者の一人
One of the leaders of armed groups in Eastern Ukraine
生年月日：1975年4月3日
出生地：ニージュナヤ・ドゥヴァンカ（ウクライナ）

2　団体
1　チョルノモルネフチガス（チョルノモルネフテガス）社
PJSC CHERNOMORNEFTEGAZ
（本社）
住所：Prospekt Kirova (Kirova Avenue)／Pereulok Sovnarkomovskii (Sovnarkomovskiy Lane) 52／1, Simferopol, Crimea
電話番号：＋38―065―27―73458

2　フェオドシア社
FEODOSIIA (Feodosia Enterprise on Supply of Oil Products／Feodosia)
住所：Ulitsa Geologicheskaya (Geologicheskaia Street) 2, Feodosiia (Feodosia), Crimea
電話番号：＋38―065―62―71683／57422／57433

○財務省告示第二百三十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月五日

財務大臣　麻生　太郎

第一号に次のように加える。

タ　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって、クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者を指定する件（平成二十六年八月外務省告示第二百六十七号）で定めるものをいう。）に対しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

○財務省告示第二百三十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月五日

財務大臣　麻生　太郎

第一号に次のように加える。

ソ　クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者を指定する件（平成二十六年八月外務省告示第二百六十七号）で定めるものをいう。）（以下「クリミア「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者」という。）

第二号に次のように加える。

レ　クリミア「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者

第三号に次のように加える。

カ　クリミア「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者

○経済産業省告示第百六十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

二の表の第1に次のように加える。

全貨物		ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストーポリ特別市を原産地とする場合に限る。）

附　則

この告示は、平成二十六年八月五日から施行する。

○経済産業省告示第百六十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月五日から施行する。

平成二十六年八月五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

第一号に次のように加える。

カ　クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百六十七号）で定めるものをいう。）

○経済産業省告示第百六十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月五日から施行する。

平成二十六年八月五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

第二号に次のように加える。

カ　クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百六十七号）で定めるものをいう。）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）